

1 児童発達支援管理責任者の配置が必要なサービス種別

児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設

2 改正内容（指定権者に届出が必要なものに限る。）

基礎研修修了後、実践研修を受講するために必要な実務経験（OJT2年以上）について、以下のいずれの要件も満たす場合は、例外的に「OJT 6ヶ月以上」とする。

要件（1）	○サービス管理責任者等基礎研修の受講開始時に、サービス管理責任者等の実務経験要件を満たしている者
要件（2）	<p>○障害福祉サービス等事業所・施設（以下、「障害福祉サービス事業所等」という。）において、個別支援計画（原案）作成業務【★】に6ヶ月以上（※注）従事する者（下記ア・イ・ウのいずれか）</p> <p>（ア） サービス管理責任者等のもとで、基礎研修修了者が個別支援計画の原案の作成までの一連の業務に従事する場合</p> <p>（イ） やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている障害福祉サービス事業所等において、サービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たしている者（実務経験者）がサービス管理責任者等とみなして、個別支援計画の作成の一連の業務に従事する場合</p> <p>（ウ） 令和4年3月末までに、実務経験者が基礎研修修了者となっており（経過措置対象者）、サービス管理責任者等とみなして個別支援計画の作成の一連の業務に従事する場合</p>
要件（3）	○要件（2）に従事することについて、指定権者へ届出を行っている者

※注1 6ヶ月以上の実務経験とは、業務に従事した期間が6ヶ月以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が90日以上であること

※注2 個別支援計画（原案）作成業務【★】の頻度は、少なくとも概ね10回以上実施することを基本とすること

【★】個別支援計画（原案）作成業務とは

- ・上記（ア）の場合、下記A・B・C（個別支援計画の原案の作成まで）の業務に従事する者
- ・上記（イ）・（ウ）の場合、下記AからE全て（個別支援計画の作成の一連）の業務に従事する者

A	○利用者について面接した上でアセスメントを行い、適切な支援内容の検討を行う。 (基準省令第58条第2・3項等 参照)
B	○アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき個別支援計画の原案を作成する。 (基準省令第58条第4項当 参照)
C	○個別支援計画の作成に係る会議を開催し、原案の内容について担当者等から意見を求める。 (基準省令第58条第5項等、解釈通知第四の3(7)②ア等 参照) ※サービス管理責任者等のもとで、基礎研修修了者が業務に従事する場合は、サービス管理責任者等が開催する上記会議に参画すること。

D	○上記原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得、個別支援計画を利用者に交付する。 (基準省令第 58 条第 6 項等、解釈通知第四の 3(7)②イ、ウ等 参照)
E	○定期的に個別支援計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的なアセスメント（モニタリング）を行い、少なくとも 6 月に 1 回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行う。 (基準省令第 58 条第 8 項等、解釈通知第四の 3(7)②エ等 参照)

3 届出方法について

例外的な取り扱いを受けたい場合のみ、以下の手続きを行ってください。

(1) サービス管理責任者等実践研修の申込前までに行う手続き

ア 障害福祉サービス事業所等は、基礎研修修了者に対し、要件（2）に該当する OJT を実施することを届出様式に必要事項を記載の上、世田谷区へ郵送又は持参で提出してください。

イ 世田谷区で、内容等を審査します。

受付可能と判断できた場合は、「受付印」を押印した届出様式の写しを同封された返信用封筒で返送します。

受付できない場合は、その旨をメールで回答します。

【届出に伴う注意事項】

- ・事業所の届出台帳等を確認するため、**届出から審査に 1 週間程度かかります。**
- ・必ずサービス管理責任者等実践研修の申込前に世田谷区への届出及び審査回答まで完了してください。
- ・この届出は基礎研修修了後、実践研修を受講するために必要な実務経験（OJT）の期間の例外的な取扱いについて審査するものです。研修の受講可否とは異なりますので、ご注意ください。

(2) サービス管理責任者等実践研修の修了証が交付された後に行う手続き

障害福祉サービス事業所等は、研修の修了証及び実務経験証明書等と共に、児童発達支援管理責任者として配置する旨の届出を提出してください。

【届出先】

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷 4 丁目 21 番地 27 号

世田谷区 障害福祉部 障害保健福祉課 事業者指定・指導担当あて